

## 1. 学校等プログラムとは（内規）

### （1）以下のア～ウの学校等が行うプログラム

ア 学校教育法（特例を含む）の規定により設置された学校

（ア）第2条における主体（国、地方公共団体、私立学校法第三条に規定する学校法人）により設置された高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、専修学校

（イ）構造改革特別区域法の規定による学校教育法の特例により学校を設置することができる株式会社（学校設置会社）及び特定非営利活動法人（学校設置非営利法人）が構造改革特別区域に設置する学校

イ 独立行政法人等の個別の法律により設置される大学校等の学校

（ア）独立行政法人水産大学校法の規定による水産大学校

（イ）職業能力開発促進法の規定による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

（ウ）独立行政法人中小企業基盤整備機構法の規定による中小企業大学校

（エ）その他

ウ 地方公共団体により設置された大学校等の学校

（農業大学校、市民大学校、職業能力開発校、職業能力開発校など）

### （2）地方公共団体が自ら行うプログラム

（「自ら行う」とは、自治体が予算措置を行い、プログラムの内容、及び修了証の発行要件について監督権を持つものとする。）

## 2. その他のプログラムとは

「学校等プログラム」以外のプログラム

### 附 則

1. この内規は、2013年7月26日から施行する。